

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日が休日となる場合)
(たる翌日)

査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

目次

◇告示

新たに行おうとする土地改良事業計画の適否の決定（四件）

土地改良事業計画の決定（二件）

保安林の指定の解除予定

開発行為に関する工事の完了（二件）

廻の指定の一部改正

博物館の登録

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

告示

鳥取県告示第五百六十五号

鳥取県告示第五百六十四号

昭和五十八年五月十二日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（西伯（戸構）地区ほ場整備）事業計画については、審査した結果適當と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定

により、次のとおり告示する。

昭和五十八年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し
昭和五十八年六月二十五日から二十日間

二 縦覧に供する期間

昭和五十八年六月二十五日から二十日間

二 縦覧に供する期間

岸本町役場、米子市役所及び西伯郡岸本町吉長五八一一尾高井手土地改良区事務所

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区事務所

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百六十六号

鳥取県告示第五百六十七号

鳥取県告示第五百六十六号
昭和五十八年四月三十日付けで尾高井手土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良（尾高井手地区かんがい排水）事業計画について、審査は、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次とのおり告示する。

昭和五十八年六月二十四日

昭和五十八年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年六月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二西伯町土地改良区事務所
- 四 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第五百六十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十八年五月十七日付けで倉吉市谷二七九長柄正一ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（灘手地区農林漁業用揮発油税財源身替）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年六月二十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 昭和五十八年六月二十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次
- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年六月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
土地改良事業計画書の写し

- 一 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十八年六月二十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
倉吉市役所
- 四 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
- 鳥取県告示第五百六十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和五十八年二月二十五日付けで倉吉市谷二七九長柄正一ほか十五人の者から申請のあつた県営で行う土地改良（灘手地区農林漁業用揮発油税財源身替）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和五十八年六月二十四日
- 鳥取県知事 西 尾 邑 次

倉吉市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

昭和五十八年六月二十四日

法律第百号) 第三十六条第三項の規定により告示する。

鳥取県知事 西 尾 邑 次

次

鳥取県告示第五百七十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十八年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

米子市土地開発公社
理事長 松本 敏

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八東町大字新興寺字五組谷七一三の二、字高畠山七一四の二

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

鳥取県告示第五百七十一号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年

一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十八年二月十七日 鳥取県指令受米土維第三十六号
昭和五十八年二月二十五日 鳥取県指令受米土維第八十二号

鳥取県告示第五百七十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

二 開発区域に含まれる地域の名称

米子市東福原字沖林ノ拾

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

米子市中島三八五一二

株式会社西米商事

代表取締役 佐野定雄

鳥取県告示第五百七十三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（かいの指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十八年六月二十四日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「鳥取県中部県税事務所 倉吉市巣城二七九」を「鳥取県中部県税事務所 倉吉市東巣城町二」に、「鳥取県中部福祉事務所 倉吉市下田中」を「鳥取県立保育専門学院 倉吉市下田中」に、「鳥取県立保健所 倉吉市巣城二七九」を「鳥取県立保健所 倉吉市巣城二七九」に、「鳥取県立保育専門学院 倉吉市南昭和町一五」に、「鳥取県立保健所 倉吉市巣城二七九」を「鳥取県倉吉保健所 倉吉市東巣城町二」に、「鳥取県立倉吉総合看護専門学校 倉吉市下田中」を「鳥取県立倉吉総合看護専門学校 倉吉市南昭和町一五」に、「鳥取県中部農業開発事業所 倉吉市巣城二七

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十号

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第十条の規定に基づき、次のように博物館の登録をしたので、博物館の登録に関する規則（昭和二十七年四月鳥取県教育委員会規則第六号）第五条の規定により告示する。

昭和五十八年六月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 倉 都 福之助

名 称	所 在 地	設 置 者 の 名 称	登 錄 の 番 号	登 錄 の 年 月 日
米子市美術館	米子市中			
	米子市			
	第五号			
	七日	昭和五十八年六月十		

九」を「鳥取県中部農業開発事業所 倉吉市東巣城町二」に、「鳥取県倉吉土木出張所 倉吉市巣城二七九」を「鳥取県立倉吉東高等学校 倉吉市下田中六一の一」を「巣城町二」に、「鳥取県立倉吉東高等学校 倉吉市下田中八〇一」に改める。